2月定例月議会における議案に対する意見募集

3 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

(議案第 118 号)及び子ども医療費助成事業(当初予算)について

子ども・子育て支援をさらに充実するため、子ども医療費助成について、新たに中学生の通院分を対象とするものです。

今回、「四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について」と、 それに伴う事業についてご意見を募集いたします。

議案第118号 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

1 改正の背景

子育て世帯に対して医療費を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と早期療養を促進し、保護者の経済的負担の軽減と子どもの健全な育成を図るため、子育て支援策として子どもの医療費の助成範囲を新たに追加する。

2 改正の内容

子どもの医療費の助成範囲を新たに追加

<改正前>

11.5. tv	入院に係る医療保険適用	通院に係る医療保険適用	
対象者	診療の自己負担額	診療の自己負担額	
12歳に達する日以後の最初の			
3月31日までの間にある者	助成対象	助成対象	
12歳に達した日以後の最初の			
4月1日から15歳に達する日	74 -P 4-1 45		
以後の最初の3月31日までの	助成対象		
間にある者			

高額療養費、加入医療保険の付加給付等の給付分は、助成対象額から除く。

< 改正後 >

対象者	入院に係る医療保険適用 通院に係る医療保険道	
刘家自	診療の自己負担額	診療の自己負担額
12歳に達する日以後の最初の		
3月31日までの間にある者	助成対象	助成対象
12歳に達した日以後の最初の		
4月1日から15歳に達する日	助成対象	助成対象 (新たに追加)
以後の最初の3月31日までの	אַ נע אַיו ועם	
間にある者		

高額療養費、加入医療保険の付加給付等の給付分は、助成対象額から除く。

3 施行期日

平成27年9月1日

子ども医療費助成事業

1.目的

子育て世代の家庭に対して医療費を助成することによって、保護者の経済的負担の 軽減を図り、子どもの疾病の早期発見と早期療養を促進する。

2. 内容

(1)助成対象

小学生以下の入・通院分及び中学生入院分に加え、新たに中学生通院分を追加する。(平成27年9月受診分より)

(2)助成見込み

	【継続分】	【新規分】	
	小学生以下(入・通院) 中学生(入院)	中学生(通院)	計
助成件数	412,205 件	25,415 件	437,620 件
助成額	686,072 千円	49,128 千円	735,200 千円

3. 予算額 735,200千 (財源内訳)県支出金 340,325千円 (前年度 702,500千円) — 一般財源(市負担分)394,875千円

区分	助成額	県支出金	一般財源
			(市負担分)
小学生以下(入・通院)	680,650 千円	340,325 千円	340,325 千円
中学生(入院)	5,422 千円	0 円	5,422 千円
中学生(通院)	49,128 千円	0 円	49,128 千円
合計	735,200 千円	340,325 千円	394,875 千円

小学生以下:三重県の補助事業の対象となり、負担割合は 県1/2 市1/2 中学生:三重県の補助対象外となるため、市単独事業